

東日本大震災の救援義援金ご協力ありがとうございます

震災

災害発生後の3月14日から、公共施設48カ所に義援金箱を設置して市民の皆様にご協力をお願いしています。

○義援金の受付状況

5月分の総額 263,962円

(うち各行政区等から阿蘇市社会福祉協議会を通じて受け付けた金額83,911円)

累計 13,718,931円

寄せられました義援金は「阿蘇市民一同」からの義援金として熊本善意銀行に振り込みましたので、日本赤十字社を通じて被災された方々に届けられることになります。

なお、義援金は引き続き受け付けていますので、重ねてご協力お願い申し上げます。

○問い合わせ先

阿蘇市復興支援対策室

☎ 22・3510

総務課秘書政策室

☎ 22・3111

(お知らせ端末)

☎ 55・3111

東日本大震災により被害を受けられた方は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続を行うことで所得税が還付となる場合があります。そのほか、源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。詳しくは、阿蘇税務署(☎22・0551)にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。また、地方税についても住民税や固定資産税、自動車税などの特例があります。

information

農業振興地域整備計画の総合見直し作業のため 農振除外申請等の受付を一時休止します

現在

平成24年3月末までの完了を目標に、農業振興地域整備計画(以下「整備計画」)の総合見直し作業を進めています。

この整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、おおむね今後10年を見通し、地域の概況、農業振興の基本構想などの方向を明らかに

○今回見直しを行う主な事項は、次のとおりです。

- (1)旧3ヶ町村の合併に伴い、「阿蘇農業振興地域整備計画」と「一の宮農業振興地域整備計画」、「波野農業振興地域整備計画」を統合し、「阿蘇市農業振興地域整備計画」として一本化すること。
- (2)整備計画に関する基礎調査の結果により、おおむね今後10年を見通し、情勢の変化に対応した適切な整備計画に変更すること。(農用地区域の設定の変更を含む。)

にし、これに即して策定(変更)をするものです。また、整備計画のうち、農用地利用計画の部分では、今後長期(おおむね10年以上)にわたり農業上の利用を確保すべき土地である農用地区域(農振農用地)など、土地の農業上の用途区分を定めています。

○農振除外申請等の受付休止について

個別的な農振除外、農振編入、用途変更に係る各申請の受付は、8月1日に締切ります。この農振除外等の手続きは、総合見直しの中で個別的案件として処理しますので、除外等の完了も総合見直しの完了と同じ時期となります。

8月1日の締切り後から総合見直しが完了するまでの間は、個別的な農振除外等の申請の受付を一時休止します。

平成23～24年度の農用地利用計画の変更申請(農振除外等申請)に関する締切期日

年度	締切期日		申請書の受付予定
平成23年度	第1期	平成23年5月2日(日)	受付終了
	第2期	平成23年8月1日(日)	受付可
平成24年度	第1期	平成24年4月2日(日)	受付再開(※作業の進捗状況により受付休止となる場合あり)
	第2期	平成24年10月1日(日)	受付可

《問い合わせ先》 農政課 農業振興係 ☎22-3274